

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

配信日 令和4年3月24日

「消費者生活支援センターからののお知らせ」は無視してください

次のように不審な葉書が届いたという相談が増えています！

確認通知のお知らせ

令和4年

受理番号

この度ご通知致しましたのは、あなたが以前に契約された会社に対する契約不履行に契約会社が裁判所に提訴された事をここに通知致します。

つきましては担当職員から契約内容について確認させていただきたい事柄が御座います。当センターはご本人様と訴訟内容の正当性を確認する業務になりますので原則としてご本人様からのご連絡をお願い致します。

尚、このままご連絡無き場合、管轄裁判所から口頭弁論呼出状送達後に出廷となります。

又、記憶に無いからと放置された方が執行官立会いのもと給料や財産の差押さえをされる事例が御座いますので、十分ご注意ください。

※万が一身に覚えが無い場合早急にご連絡をお願いします。

9:00~17:00 (日・祝日を除く)

お問い合わせ先

03-

〒104-0033東京都中央区

消費者生活支援センター

消費生活センターからのアドバイス

確認通知のはがきには、連絡を行わないと「訴訟になる」と記載されていますが、裁判所に提訴された場合、事前に裁判所及びその関係機関が契約内容等を確認することはありません。

この確認通知のはがきは、「裁判所に提訴されており連絡を行わないと訴訟及び資産等の差し押さえが実施される」等と記載することにより、受取った方を不安にさせ連絡させる手口です。

連絡してしまうと個人情報を聞き出され、お金の支払い要求が始まります。もしそれに応じて払ってしまうと、請求が繰り返されます。

消費生活センター等の機関が「訴訟」の通知を行うことはありませんので、このようなはがきが届いても絶対に連絡しないでください。

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの「消費生活センター」または「各市町相談窓口」にご相談ください。



おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月~金曜日) ... 午前9時~午後5時(12時~13時を除く)

全国共通ダイヤル 188 (イヤヤ!)

長崎市消費者センター

(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター

(0956-22-2591)

島原市消費生活センター

(0957-62-9100)

諫早市消費生活センター

(0957-22-3113)

大村市消費生活センター

(0957-52-9999)

平戸市消費生活センター

(0950-22-9122)

松浦市消費生活センター

(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所

(0920-52-8322)

壱岐市消費生活センター

(0920-48-1135)

五島市消費生活センター

(0959-72-6144)

西海市消費生活センター

(0959-37-0145)

雲仙市消費生活センター

(0957-38-7830)

南島原市消費生活センター

(0957-82-3010)

各町にも相談窓口があります